

株 主 各 位

第 99 期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づく書面交付請求による 交付書面に含まれない事項

第 99 期(2024 年4月1日から 2025 年3月 31 日まで)

〔事業報告〕

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

〔連結計算書類〕

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表

〔計算書類〕

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

アンリツ株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告において電子提供措置事項のうち 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「克己心を持った誠実な取り組み」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を当社及びその子会社からなる企業集団（以下「アンリツグループ」という。）の企業活動の原点としています。
 - ロ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、アンリツグループの実効ある体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。
 - ハ. グループCEOを議長とする経営戦略会議のもと、当社の企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）及び子会社関連部門と連携しながら、アンリツグループのコンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を当社の取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。
 - ニ. 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会及び子会社関連部門と連携して、アンリツグループの従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。
 - ホ. アンリツグループの従業員等は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口もしくは社外窓口で報告・通報する手段を有します。この場合において、報告・通報の事実は秘密として扱われ、報告・通報者が、当該報告・通報を理由として何らの不利益を被ることはありません。当社は、これらの取扱いを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
 - ヘ. 当社は、アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するために、内部統制システム基本規程に基づき、アンリツグループの内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。
 - ト. アンリツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為を排除します。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。
 - チ. アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。
 - ロ. 取締役及び執行役員・理事の意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。
 - ハ. 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき、厳格かつ適切に管理します。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、アンリツグループの主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦感染症・災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にしてリスクマネジメント体制を整備します。当社のリスクマネジメント推進部門は、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などを行い、リスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。
 - ロ. アンリツグループの中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてアン

- リツグループのリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、グループCEOを議長とする当社の常勤取締役及び執行役員・理事で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、当社の取締役会に報告します。
- ハ. これらのリスクマネジメントに関する活動をアンリツグループとして体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。
- ニ. アンリツグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき、グループCEOが関係者を招集し、状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに当社の取締役会及び監査等委員会に報告します。
- ホ. 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき、グループCEOを本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。
- ④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、当社の取締役及び執行役員・理事の、子会社を含めた職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ロ. 当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
- ハ. 当社の取締役会は、経営戦略会議が策定したアンリツグループの中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。
- ニ. グループCEOは、アンリツグループの中期経営計画と経営予算に基づき、自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。当社の執行役員・理事は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。
- ホ. アンリツグループは、グローバル・ビジネスを円滑に展開するにあたって、事業グループごとにグローバル・ビジネス・ガイドラインを制定するとともに、シェアード・サービスによるグループ各社の共通業務の効率化やITシステムの統合、キャッシュ・マネジメント・システムの導入等に取り組みます。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社は、グループ経営を円滑に行うために、子会社の社長その他グループCEOが指名する者を、当社の経営戦略会議、事業開発戦略会議及び予算編成会議等に出席させ、当該子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を受けることとします。
- ロ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、分担する子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、子会社から、定期的に又は必要に応じて報告を受けることとします。
- ⑥ その他の当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、それぞれの職務分担に従い、子会社に対し、適切な内部統制システムを整備するように指導します。
- ロ. 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性について子会社の監査を行います。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員会の職務を補佐するため、経営監査部門を設置し、専任者を配置します。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。
- ハ. 監査等委員会は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 経営監査部門に配属された従業員等は、監査等委員会の業務を補佐する事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従います。また、当該従業員等の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。
- ロ. 取締役、執行役員・理事及び上長等は、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員に対し、その要請事項に従うことを直接本人へ指示するものとします。
- ハ. 監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従い、取締役（監査等委員

- である取締役を除く。)、執行役員・理事及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- 二. 内部監査部門の部門長の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。
- ⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議、アンリツグループの中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した会議に出席できるものとします。
- ロ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した場合、取締役、執行役員・理事及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができるものとします。
- ハ. 当社の取締役、執行役員・理事及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針、会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- 二. 当社の法務部門は、監査等委員会に対し、コンプライアンス活動の計画及び結果(所管する通報・相談窓口への通報、相談内容を含む。)について、定期的に、また、必要に応じて報告します。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社は、監査等委員会への報告の内容及び報告の事実は秘密として扱われ、報告者が、当該報告を理由として何らの不利益も被ることがないことを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- ロ. 当社のコンプライアンス担当執行役員は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督する義務を負い、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正します。
- ⑪ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ロ. 監査等委員は、監査の実施にあたり必要でないと認められるときを除き、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を会社の費用で活用できるものとします。
- ハ. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、必要額を見積り、予算に計上します。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の代表取締役は、監査等委員と定期的に又は随時、会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
- ロ. 当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めるものとします。
- ハ. 監査等委員会が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査等委員会への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。
- 二. 当社の取締役及び執行役員・理事は、監査等委員会の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

- イ. 当社の企業倫理推進委員会が中心となって全体的なコンプライアンス推進施策を計画立案・実施しています。当期においては、海外コンプライアンス推進活動の推進役であるGLCC (Global Legal & Compliance Committee) を開催し、グローバルで対処すべき課題の共有に努めるとともに、全世界のグループ従業員等に対する「アンリツグループ行動規範確認書」の提出義務付け、階層別教育やコンプライアンス推進イベント等を通じた教育・啓発活動、コンプライアンス体制の定着状況や従業員等の倫理意識レベルを確認するための「倫理アンケート」の実施と部門へのフィードバック等を継続して実施しました。更に、国内従業員等向けに、独占禁止法、下請法、製造物責任、製品安全等のWBT(Web Based Training)を実施しました。
- ロ. 当社グループの人権尊重の取組の基本となる人権方針のもと、サステナビリティ推進部門が中心となって人権方針の周知と人権に関する教育・啓発活動を実施しました。人権尊重の取組は経営戦略会議及び取締役会に報告されており、当期においては、人権リスクアセスメントの評価を踏まえ、備えるべき人権リスクに照らし特定した今後優先的に取り組む人権課題について議論しました。
- ハ. コンプライアンスに関わる専門部署、委員会が、公正取引、貿易管理等の担当専門分野に関して定期的に監査を実施し、各業務が適切に遂行されている状況を確認しました。
- ニ. 法令違反等の未然防止・早期発見のため、内部通報規程に基づき、「ヘルプライン」として、海外を含む社内外の報告・通報・相談窓口を設置し、運用しております。
- ホ. ヘルプラインの運用状況を含めたコンプライアンスに関する取組みの状況は、定期的に取締役会に報告されています。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

- イ. 情報資産の適切な取扱い、保護を図るため、情報管理基本方針のもと情報管理基本規程等の社内規程、情報セキュリティマニュアルを整備し、運用しており、当期において全世界のグループ従業員等に対して情報セキュリティに関するWBTを実施しました。
- ロ. 株主総会関連資料、取締役会関連資料、経営戦略会議関連資料等は、法令及び社内規程(営業秘密管理規程)に従い、適切に管理されています。

③ 内部監査に関する取組みの状況

- イ. 内部監査部門が監査等委員会及び監査等委員会を支援する経営監査室と連携して当社の内部統制の状況を確認したほか、子会社の内部監査部門と連携して業務の適正性につき子会社の監査を実施しました。また、その結果を定期的に取締役会に報告しています。
- ロ. アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するため、内部監査部門が実施計画に基づき内部統制評価を実施し、統制状況の有効性を確認しました。

④ リスクマネジメントに関する取組みの状況

- イ. 当社では、リスクごとにリスク管理責任者を明確にし、リスクの分析評価を行い、必要に応じ、経営戦略会議において審議し、取締役会に報告しております。当期においては、輸出入管理、災害・感染症、情報セキュリティ、製品・サービスの品質に関する各リスクの管理状況をテーマに経営戦略会議及び取締役会において議論が行われ、平時よりリスク・阻害要因の抽出・分析が行われています。
- ロ. 会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合は、リスクマネジメント基本規程に基づきグループCEOが関係者を招集し、状況の把握と対策を講じるとともに、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告することとしています。
- ハ. 感染症・災害リスクについては、日常的な危機管理活動のほか、災害等の発生時に迅速・適切な対応を図ることができるよう、リカバリー・プランを含む体制を構築し、定期的に研修、訓練を行っています。

⑤ 職務執行の効率性の確保に関する取組みの状況

- イ. 当期において、取締役会は16回開催され、法令及び取締役会規則に基づき所要の事項の決議・報告並びに中期経営計画及び経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行を監督しました。また、定期的に社外取締役を含む取締役及び執行役員等を交えてフリーディスカッションを行い、当社グループの経営課題について議論を深めました。更に、社外取締役が監査等委員会の監査に同行し、業務執行の状況を確認しました。
- ロ. 経営戦略会議において、グループ戦略に係る具体的事項について審議されるほか、子会社を担当する執行役員から子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が適宜報告されています。
- ハ. 取締役全員に対するアンケート形式による取締役会の実効性評価を行い、その結果を取締役会において議論しました。その結果、当社取締役会は、引き続き適切な社内外の経営人財と

人数で構成され、建設的な議論及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行うための体制が整備されていること、各取締役は、役割を十分に認識し、多様な経験や専門知識等に基づき活発に議論していることを確認しました。一方、実効性を更に高めていくための課題を抽出し、かかる課題及び改善に向けた取組みを取締役全員で共有しました。取締役会での効率的で実りある議論を展開し、指名委員会及び報酬委員会の活用を促す等により、これを実効ある経営の監督につなげていくために、取締役会として掲げた改善に向けた取組みの骨子は次のとおりです。

- ・ 3ヶ年の中期経営計画GLP2026に向けたものにとどまらず、2030年あるいはそれ以後に向けた長期戦略をテーマに掲げ、質の高い議論を目指す。その際、計画の実現に向けた戦略の担い手である人材戦略その他長期戦略上の重要事項に対し、グループ全体の視点からの議論を展開する。
- ・ 今後の新領域ビジネスの進展やM&A等により拡充が進む各ビジネスの動向にも注視しつつ、主力セグメント以外の領域の各事業について、定期的な報告またはフリーディスカッションの機会を設けるなどにより、取締役会として、事業ポートフォリオの最適化を常に意識した経営の監督に努める。
- ・ 取締役会において従前から実施しているリスク毎に定めている各担当執行役員からのリスク管理状況についての報告に加え、取締役会として、グループ全体を俯瞰して優先度を上げて対処すべき課題を抽出し、そこに焦点を当てたテーマでの議論を展開させることで、グループ全体のリスク・マネジメントの強化を図る。

二、取締役会における審議の充実を図るため、Webシステムを活用した取締役会資料提供の早期化や関連情報の提供に努めたほか、コーポレート・ガバナンス推進部門が社外取締役に對し、取締役会付議事項の事前説明を行いました。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組みの状況

- イ、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が経営戦略会議、事業部門の戦略会議等に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。
- ロ、当期において、監査等委員会は12回開催され、監査方針及び監査計画の決定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査、決算のレビュー、監査等委員会の実効性評価等を行いました。
- ハ、監査等委員会の職務を補佐する部署として経営監査室を設置しており、常勤監査等委員とともに、社内で日常の監査活動にあたりました。
- ニ、監査等委員会による実効的な監査の遂行を担保するため、監査等委員会への報告及び情報伝達に関する規程を定め、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートを明確にしています。
- ホ、監査等委員会、会計監査人、内部監査部門による三様監査連絡会を開催し、監査の実効性を高めました。
- ヘ、監査等委員と代表取締役との定期的な会合、意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を随時実施しました。
- ト、取締役の選任や報酬についての監査等委員会の意見形成のため、監査等委員（社外取締役）が指名委員会及び報酬委員会に委員として参加し、情報収集に努めました。

株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様のご判断に資するよう、大規模買付者への情報提供要求など積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るため、必要に応じ、法令及び定款によって許容される限度において、適切な措置を講ずるものとします。

② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、長期的な視点で企業価値の向上に取り組むために、経営理念・経営ビジョン・経営方針のもと、中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。また、当社は、執行役員制度の導入や複数の独立性のある社外取締役の選任による経営監督機能の強化、「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施などにより、コーポレート・ガバナンスの強化、経営の透明性の確保に努めております。

このような企業価値向上を核とした経営を進めることは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減する方向に導くものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配配分	資本合計
2024年4月1日残高	19,219	28,580	65,696	△6,050	18,074	125,520	5	125,525
当期利益	—	—	9,257	—	—	9,257	1	9,259
その他の包括利益	—	—	△781	—	△687	△1,469	△0	△1,469
当期包括利益	—	—	8,475	—	△687	7,788	1	7,790
株式報酬取引	—	64	5	23	—	93	—	93
剰余金の配当	—	—	△5,270	—	—	△5,270	—	△5,270
自己株式の取得	—	—	—	△3,857	—	△3,857	—	△3,857
自己株式の処分	—	△14	0	14	—	0	—	0
支配継続子会社に対する持分変動	—	△7	—	—	0	△7	△7	△15
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	△1	—	1	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	42	△5,265	△3,819	1	△9,041	△7	△9,048
2025年3月31日残高	19,219	28,622	68,906	△9,869	17,388	124,268	—	124,268

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 43社

主要な連結子会社の名称 Anritsu U.S. Holding, Inc.、Anritsu Company、Anritsu Americas Sales Company、Anritsu EMEA GmbH、ANRITSU COMPANY LIMITED、ANRITSU PTE LTD、Anritsu A/S、(株)高砂製作所、アンリツ不動産(株)

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 2社

主要な会社等の名称 AK Radio Design(株)、SmartViser SAS

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

② 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(ii) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

③ 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当社グループは、「営業債権及びその他の債権」は常に全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しております。他の金融資産については、信用リスクの著しい増大が生じていない場合には12カ月の予想信用損失に等しい金額で、信用リスクが著しく増大した場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

貸倒引当金の測定においては、債務者の状況を定期的にモニタリングし、支払不履行、滞納、支払期限の延長、破産といった財務状況の悪化等の事象やそれらの兆候の有無等を評価しております。また、そのような事象及び兆候のいずれも存在しない場合には、期日経過の情報を用いて予想信用損失を見積っております。

これらの測定にあたり、個々に重要な金融資産はすべて個別に測定を行い、個々では重要ではない金融資産については、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、当該グループごとに測定を行っております。なお、金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(2) デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は公正価値で再測定されます。デリバティブの公正価値変動は、純損益で認識しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価額から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、原材料は主として移動平均法、製品及び仕掛品は主として個別法に基づいて算定しております。

(4) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却方法

有形固定資産及び投資不動産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれます。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び構築物	2-50年
・機械装置及び車両運搬具	2-17年
・工具器具備品	2-20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) 無形資産の償却方法

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

開発活動による支出については、次の資産計上の要件のすべてを満たす場合にのみ、無形資産として資産計上しております。

- ・使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか
- ・開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

・開発資産	3-5年
・その他の無形資産（主としてソフトウェア）	3-10年

(6) 使用権資産の減価償却方法

使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

(7) のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

(9) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

・資産除去費用引当金

固定資産に関連する有害物質の除去及び賃借事務所に対する原状回復の費用見積額を計上しております。これらの費用は、使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の計画等により影響を受けます。

・製品保証引当金

販売した物品について保証期間内に発生が見込まれる修理費用に充てるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して、発生見積額を計上しております。これらの費用のほとんどは1年以内に発生するものと見込まれます。

(10) 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社及び一部の子会社の従業員を対象に、確定給付制度として退職一時金制度及びキャッシュ・バランスプラン（市場金利連動型年金）を採用しております。

確定給付制度債務にかかる計算は、予測単位積増方式により行っておりますが、勤続年数の後半に著しく高水準の給付が生じる場合には、定額法で補正する方式を用いております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益で一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(11) 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等及びIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、電子計測器、食品・医薬品の品質保証システム、環境計測機器、デバイスなどの製造及び販売を主な事業としており、このような製品・ソフトウェア等の販売及びこれらに付随して発生する修理やサポートサービス等のサービスの提供を行っております。

製品・ソフトウェア等の販売については、個々の販売契約内容に応じて、引渡、船積または検収時点など、約束した物品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

サービスの提供については、修理など一時点で充足される履行義務は、サービス提供完了時点で顧客の検収作業が行われるなど当該サービスが顧客に移転した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。サポートサービスなど一定の期間にわたり充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間にわたって便益を受けるため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

製品・ソフトウェア、サポートサービスなど複数の成果物を提供する複数要素取引については、主にそれぞれの構成要素が別個の履行義務として識別される場合に、取引価格を独立販売価格に基づき比例的に配分し、それぞれの履行義務について収益を認識しております。

履行義務の充足後、別途定める支払条件により通常は1年以内に支払を受けており、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

なお、当社グループでは約束した製品もしくはサービスが顧客に移転する前に対価を受領した、もしくは受領が確定した場合に契約負債を認識しております。

サポートサービスにかかる契約負債は、契約における履行義務の充足に伴い取り崩され、売上収益が認識されます。契約負債は、通常、当社グループが製品またはサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受領した場合に増加し、当社グループが履行義務を充足することにより減少します。

(12) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

取得原価で測定される外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額の累計額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、22,425百万円です。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しております。取得原価は、製品及び仕掛品は主として個別法、原材料は主として移動平均法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。なお、当社グループが属する産業では、技術革新により製品及び原材料の陳腐化が生じるリスクがあることから、当社は、保有期間が長期にわたる棚卸資産について、その一部は販売もしくは使用されないと仮定し、正味実現可能価額を算定しております。当社グループにおける製品及び修理やサポートサービス等の需要は変動する可能性があるため、市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合等には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の認識

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は、7,383百万円です。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積み、金額を算定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積みと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 確定給付制度債務の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した確定給付制度資産の金額は、7,652百万円です。

当社グループは、確定給付制度を採用しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率及び死亡率等の様々な変数についての見積み及び判断が求められます。数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積みと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. のれんの評価

当連結会計年度の連結計算書類に計上したのれんの金額は、2,871百万円です。

当社グループは、のれんについて、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、将来キャッシュ・フロー、割引率及び成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積みと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金 186百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 69,191百万円
3. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 9,275百万円
4. 保証債務

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	内容
Anritsu EMEA Limited 等	861	契約履行保証等
当社従業員	10	住宅資金借入れ

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 135,870,594株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,639	20.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	2,639	20.00	2024年9月30日	2024年12月3日

(注) 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社の株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2024年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,586	利益剰余金	20.00	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 2025年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社の株式に対する配当金6百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、外貨建取引に係る金銭債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

① 信用リスク

営業債権及びその他の債権は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に従い、各営業及び営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

② 流動性リスク

営業債務及びその他の債務、社債及び借入金、及びその他の金融負債は流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ内の資金を効率的に活用することにより、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 為替リスク

外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、当社及び一部の連結子会社は、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用したヘッジを行っております。また、営業債務についても、原材料などの輸入に伴う外貨建ての取引があり、為替の変動リスクに晒されております。

④ 金利リスク

社債及び借入金とその他の金融負債に含まれるリース負債は、主に運転資金に係る資金調達によるものです。当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。

⑤ 市場価格の変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、資本性金融商品から生じる株価の変動リスクに晒されております。保有については毎年合理性を確認し、保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務)

流動項目は短期間で決済され、また非流動項目は実勢金利であるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については、類似上場会社比較法（類似上場会社の市場株価に対する各種財務数値の倍率を算定し、必要な調整を加える方法）により算定しております。

長期貸付金の公正価値については、同様の新規貸付を実行した場合に想定される利率で割り引く方法により測定しております。

デリバティブは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、取引先金融機関等から提示された期末日の先物為替相場等、観察可能な市場データに基づき算定しております。

(社債及び借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、連結財政状態計算書において公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産		
長期貸付金	10	10
合計	10	10
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金	2,991	2,980
合計	2,991	2,980

(3) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	198	—	2,000	2,198
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ	—	12	—	12
合計	198	12	2,000	2,211
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ	—	1	—	1
合計	—	1	—	1

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、神奈川県、東京都その他の地域において、賃貸商業施設等を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
236	19,006

(注1) 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 投資不動産の公正価値は、不動産鑑定士による評価を基礎として必要な時点修正を行うなどの方法により算定した金額です。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	通信計測	PQA	環境計測		
顧客との契約から認識した収益	70,109	28,241	8,545	4,026	110,924
製品	52,387	23,613	7,883	3,606	87,491
サービス	17,722	4,628	662	420	23,432
その他の源泉から認識した収益	—	—	—	2,054	2,054
合計	70,109	28,241	8,545	6,081	112,979

(注) その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づく賃貸収入等になります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (11) 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 契約残高

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
契約負債	6,936	6,329

(注1) 契約負債は連結財政状態計算書上、「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」に計上しております。

(注2) 当連結会計年度に認識した収益について、当連結会計年度の期首に含まれていた金額は5,864百万円です。

(注3) 契約負債は、主にサポートサービスにかかる顧客からの前受金に関連するものです。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は7,216百万円であり、この取引価格の総額のうち1年以内に収益の認識が見込まれる金額は5,609百万円です。

残存履行義務の配分にあたっては実務上の便法を適用しておりません。また、顧客との契約からの対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分 963円38銭

基本的1株当たり当期利益 70円42銭

重要な後発事象

（自己株式の取得）

当社は、2025年1月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款第36条の定めに基づく自己株式の取得を決議し、以下のとおり実施いたしました。

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得期間 2025年4月1日～2025年4月10日（約定ベース）
- (3) 取得した株式の総数 1,053,400 株
- (4) 株式の取得価額の総額 1,342,346,100 円
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

なお、2025年4月10日をもちまして、2025年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しております。

参考

①2025年1月30日開催の取締役会における決議内容

取得対象株式の種類 普通株式

取得し得る株式の総数 5,000,000 株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.8%）

株式の取得価額の総額 5,000,000,000 円（上限）

取得期間 2025年1月31日～2025年4月30日

②上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計

取得した株式の総数 3,704,400 株

株式の取得価額の総額 4,999,979,300 円

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、電力計測およびデータ収集の測定器を提供するベンダーである DEWETRON GmbH (以下 DEWETRON) の全株式を取得することについて決議し、2025年4月26日付で株主であるTKH Group N.V. と株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 株式の取得の理由

DEWETRONは、電力計測及びデータ収集の分野に特化し、電力をはじめとしたさまざまな物理量を高速でデータ分析する計測器を提供するベンダーです。自動車、航空宇宙、再生可能エネルギー、および産業用のさまざまな分野の顧客ニーズに合わせ、測定器および測定ソフトウェアを組み合わせたトータルソリューションを提供しています。

持続可能な社会の実現に向けて、EV/PHV などの自動車の電動化、太陽光/風力発電に代表される再生可能エネルギーへのシフト、社会インフラの省電力化、といった取り組みが世界中で加速しています。これらの分野では、わずかな電力損失を正確に評価するための高い精度の測定器や、さまざまな物理量や制御データを同時に測定するシステムが求められています。

当社は、中期経営計画GLP2026において、「EV/電池」を重点的に開拓する分野の一つとして掲げています。DEWETRONをアンリツグループに迎え入れることで、当社子会社である高砂製作所が持つ大容量電源や充放電試験装置および当社の計測事業で培った試験システム構築技術とのシナジー効果を最大化し、カーボンニュートラル社会の実現に貢献してまいります。

2. 株式を取得する会社 (DEWETRON GmbH) の概要

(1) 名 称	DEWETRON GmbH	
(2) 所 在 地	Parkring 4 8074 Grambach Austria	
(3) 代表者の役職・氏名	CEO Christoph Wiedner	
(4) 事 業 内 容	電力計測用の測定器、データ収集システムおよびそれらの測定ソフトウェアなどの研究開発・製造・販売	
(5) 資 本 金	EUR 500千	
(6) 設 立 年 月 日	1989年8月18日	
(7) 大株主及び持株比率	TKH Group N.V. 100.0%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	記載すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	記載すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	記載すべき取引関係はありません。

3. 株式取得の相手先の概要

(1)	名 称	TKH Group N.V.	
(2)	所 在 地	Spinnerstraat 15 7481 KJ, Haaksbergen The Netherlands	
(3)	代表者の役職・氏名	CEO J. M. Alexander Van Der Lof	
(4)	事 業 内 容	通信ソリューション、ビル・ソリューション及び産業ソリューション向けの産業機器の開発・製造・販売	
(5)	資 本 金	EUR 11百万（2024年12月31日現在）	
(6)	設 立 年 月 日	1980年9月23日	
(7)	純 資 産	EUR 883 百万	
(8)	総 資 産	EUR 2,213 百万	
(9)	大株主及び持株比率	Vinke Amsterdam BV 5.8% Lucerne Capital Management, LP 5.7% HAL Trust 5.2% Janus Henderson Group plc 5.1% ASR Nederland N.V. 5.1% FMR LLC 5.1% Teslin Participaties Coöperatief U.A. 5.0%	
(10)	上場会社と当該会社の関係	資 本 関 係	記載すべき資本関係はありません。
		人 的 関 係	記載すべき人的関係はありません。
		取 引 関 係	記載すべき取引関係はありません。
		関連当事者への該当状況	関連当事者の該当はありません。

4. 取得持分および取得前後の所有持分の状況

(1)	異動前の所有持分	0%
(2)	取得持分	100%
(3)	取得価額	54百万ユーロ
(4)	異動後の所有持分	100%

5. 取得資金の調達

自己資金による取得を予定しております。

6. 日 程

(1)	取締役会決議日	2025年4月25日
(2)	契約締結日	2025年4月26日
(3)	株式譲渡実行日	2025年7月（予定）

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 式 株
		資 本 準 備	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計	
					オ ー プ ン イ ン ベ ュ ー シ ュ 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金		
当 期 首 残 高	19,219	28,169	28,169	2,468	25	21,719	41,116	65,328	△6,050
当 期 変 動 額									
株 式 報 酬 取 引	—	—	—	—	—	—	—	—	23
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△5,278	△5,278	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	7,690	7,690	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—	△3,857
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	△3	△3	14
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	2,408	2,408	△3,819
当 期 末 残 高	19,219	28,169	28,169	2,468	25	21,719	43,525	67,737	△9,869

	株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
		その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	106,667	71	71	106,738
当 期 変 動 額				
株式報酬取引	23	—	—	23
剰余金の配当	△5,278	—	—	△5,278
当期純利益	7,690	—	—	7,690
自己株式の取得	△3,857	—	—	△3,857
自己株式の処分	11	—	—	11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	17	17	17
合 計	△1,410	17	17	△1,392
当 期 末 残 高	105,257	89	89	105,346

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- 1) 子会社株式及び …………… 移動平均法による原価法
関連会社株式

- 2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 1) 製品及び仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
2) 原材料 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ …………… 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。

- ② 製品保証引当金 …………… 製品の品質保証に要する費用について今後の支出に備えるため、売上高に対する過去の実績率を基礎とした見積額及び個別に勘案した見積額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、計算の結果、当事業年度においては退職給付引当金が借方残高となったため、投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しております。
過去勤務費用は、発生時に費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、電子計測器、食品・医薬品の品質保証システム、環境計測機器、デバイスなどの製造及び販売を主な事業としており、このような製品・ソフトウェア等の販売及びこれらに付随して発生する修理やサポートサービス等のサービスの提供を行っております。

製品・ソフトウェア等の販売については、個々の販売契約内容に応じて、引渡、船積または検収時点など、約束した物品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

サービスの提供については、修理など一時点で充足される履行義務は、サービス提供完了時点で顧客の検収作業が行われるなど当該サービスが顧客に移転した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。サポートサービスなど一定の期間にわたり充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間にわたって便益を受けるため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

製品・ソフトウェア、サポートサービスなど複数の成果物を提供する複数要素取引については、主にそれぞれの構成要素が別個の履行義務として識別される場合に、取引価格を独立販売価格に基づき比例的に配分し、それぞれの履行義務について収益を認識しております。

履行義務の充足後、別途定める支払条件により通常は1年以内に支払を受けており、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

なお、当社では約束した製品もしくはサービスが顧客に移転する前に対価を受領した場合に前受金を認識しております。

サポートサービスにかかる前受金は、契約における履行義務の充足に伴い取り崩され、収益が認識されます。前受金は、通常、当社が製品またはサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受領した場合に増加し、当社が履行義務を充足することにより減少します。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の正味売却価額

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	1,985 百万円
仕掛品	1,473 百万円
原材料	5,169 百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、製品、仕掛品、及び原材料で構成され、取得原価と正味売却価額のうちいずれか低い額で測定しております。取得原価は、製品及び仕掛品は個別法、原材料は移動平均法に基づいて算定しております。正味売却価額は、通常の営業過程における見積販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。なお、当社が属する産業では、技術革新により製品及び原材料の陳腐化が生じるリスクがあることから、当社は、保有期間が長期にわたる棚卸資産について、その一部は販売もしくは使用されないと仮定し、正味売却価額を算定しております。当社における製品及び修理やサポートサービス等の需要は変動する可能性があるため、市場環境が予測より悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響をもたらす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,530 百万円
--------	-----------

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額を見積り算定しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の測定

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用 8,713 百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、計算の結果、当事業年度においては退職給付引当金が借方残高となったため、投資その他の資産の前払年金費用として計上しております。退職給付債務は、将来の退職給付見込額を現在価値に割り引いて算定しております。割引率は、当社の債務と概ね同じ満期日を有する期末日の優良社債の利回りを使用しております。また、過去勤務費用は、発生時に費用処理し、数理計算上の差額は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。確定給付債務の見込額を算出する基礎となる割引率等の数理計算上の仮定に変動が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、退職給付引当金及び前払年金費用の金額に重要な影響をもたらす可能性があります。

(4) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 45,534 百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合は実質価額まで減損処理しております。なお、将来の経済情勢や発行会社の経営状況等により、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響をもたらす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 42,778百万円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 1,644百万円

(3) 保証債務

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	内容
Anritsu EMEA Limited 等	861	契約履行保証等
当社従業員	10	住宅資金借入れ

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 11,177百万円

短期金銭債務 19,149百万円

長期金銭債権 5,541百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 54,376百万円

売上高 32,413百万円

仕入高 21,878百万円

設備の購入高 85百万円

営業取引以外の取引高 2,206百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 6,878,522株

上記の自己株式数には、役員向け株式交付信託が所有する株式数332,100株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	5,972百万円
棚卸資産	2,296百万円
ソフトウェア	1,222百万円
未払費用	944百万円
その他	684百万円
繰延税金資産小計	11,120百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 6,085百万円
評価性引当額小計	△ 6,085百万円
繰延税金資産合計	5,035百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	1,491百万円
その他有価証券評価差額金	5百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	1,505百万円
繰延税金資産の純額	3,530百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は30百万円減少し、法人税等調整額が30百万円増加し、その他有価証券評価差額金が0百万円減少しております。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東北アンリツ株式会社	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼任	資金の預り(注1)	—	預り金	4,295
				棚卸資産の売却(注2)	6,685	未収入金	2,381
				計測器等の購入(注2)	9,323	買掛金	1,446
子会社	アンリツデバイス株式会社	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼任	資金の預り(注1)	—	預り金	4,039
子会社	アンリツカスタマーサポート株式会社	所有 直接100%	当社製品の校正、 修理等 役員の兼任	資金の預り(注1)	—	預り金	1,745
子会社	アンリツ不動産株式会社	所有 直接100%	不動産の賃貸借 役員の兼任	資金の貸付(注3)	—	長期貸付金	5,301
				資金の預り(注1)	—	預り金	4,512
子会社	ANRITSU AMERICAS SALES COMPANY	所有 間接100%	当社製品の販売 役員の兼任	計測器の販売(注2)	7,313	売掛金	2,191

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社との資金取引はキャッシュ・マネジメント・システムによるものです。資金の決済は随時行われているため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 816円69銭

1株当たり当期純利益 58円51銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

詳細につきましては、連結財務諸表注記事項「重要な後発事象」に記載しております。

(株式取得による会社等の買収)

詳細につきましては、連結財務諸表注記事項「重要な後発事象」に記載しております。

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。